

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月17日(月) 午後2時00分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1	仮議席の指定	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	議案第10号	会長の互選について
第4	会期の決定	
第5	議案第11号	会長職務代理の互選について
第6	議席の決定	
第7	諸般の報告	
第8	報告第6号	農地移動適正化あっせんの結果について
第9	報告第7号	農地法第5条の規定による届出について
第10	議案第12号	平成28年度事業報告並びに平成29年度事業計画について
第11	議案第13号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
第12	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
第13	議案第15号	農用地利用集積計画の承認について
第14	議案第16号	津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 横 山 智
主 査 松 木 美由紀
主 任 平 塚 恭 輔

7. 会議の概要

事務局長：この度は、農業委員のご就任おめでとうございます。

本日の会議は、任命後最初に行われる総会ですので、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により町長が招集いたしました。

現在着席いただいております議席につきましては、生年月日順の「仮議席」となっております。後ほど、正式な議席を決定させていただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、臨時議長の選出まで、農業委員会事務局で取り進めることにいたしますので併せてご了承願います。

それでは、ただいまより平成29年第4回津別町農業委員会総会を開催いたします。

町長よりご挨拶をいただきます。

佐藤町長：【省 略】

事務局長：1番の各委員より自己紹介をお願いいたします。

農業委員：1番～11番各自挨拶

事務局長：続きまして事務局員の自己紹介をいたします。

事務局：事務局員順次挨拶

事務局長：本日の総会は、会長の互選決定までの議事の進めを臨時議長をお願いすることになりますが、指名につきましては町長をお願いいたします。

佐藤町長：それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきたいと思います。

「臨時議長」の指名につきましては、地方自治法第107条の規定に準拠しまして、本日の出席委員の年長委員であります「上野委員」を指名させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

事務局長：以降の総会の進めにつきましては、臨時議長が行いますので、ここで町長は退席

いたします。ありがとうございました。

【町長退席】

事務局長：それでは仮議長となられました上野委員には議長席にお座りいただき、これより先の議事の進行をお願いしたいと思います。

臨時議長：ただいま、ご紹介にあずかりました上野です。

（挨拶）年長の委員が臨時議長の職務を行うとなつてございますので只今、事務局長から説明のありましたとおり、日程第3「会長の互選について」の議案終了まで、臨時議長の職務を務めさせていただくことになりましたので、委員各位のご協力をお願いいたします。

臨時議長：本日の会議の議事日程を事務局長から報告させます。

事務局長：平成29年第4回総会議事日程につきましては、先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

臨時議長：ただいまの出席委員は、全員です。

過半数に達していますので、「津別町農業委員会総会会議規則」第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

臨時議長：日程第1「仮議席の指定」をおこないます。

仮議席は、ただいま着席の場所を議席といたします。

臨時議長：日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、「津別町農業委員会総会会議規則」第12条の規定により、仮議席2番 佐野委員、仮議席3番 田原委員を指名します。

暫時休憩します。

臨時議長：休憩を閉じ再開します。

臨時議長：日程第3 議案第10号「会長の互選について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局長：説明の前に、1点お知らせいたします。

議案の提出者であります、臨時議長の氏名が空欄となっております。上野委員の名前（上野安男）を記載願います。

会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項において規定され、同条第2項で「会長は委員が互選した者をもって充てる」と定められております。

臨時議長：「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てることになっていますが、どのような方法で選出するかお諮りします。

互選の方法につきましては、指名推薦または投票等による方法がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

石橋委員：議長 6番 石橋

臨時議長：6番 石橋委員

石橋委員：指名推薦の方法をとってはいかがでしょうか。

臨時議長：他にありませんか。

ただいま石橋委員から発言のありました、指名推薦の方法によることに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

臨時議長：異議ないものと認め、指名推薦の方法に決定します。

それでは、どなたか委員の中から指名してください。

西原委員：議長 8番 西原

臨時議長：8番 西原委員

西原委員：引き続き田原委員に会長をしていただきたく指名推薦します。

臨時議長：他にありませんか。

ただいま、田原委員を氏名推薦する声がありましたが、これを決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

臨時議長：それでは、田原委員が会長に決定されました。

以上をもちまして臨時議長の職務はすべて終了しました。委員各位のご協力に深く感謝いたします。

【臨時議長退席】

事務局長：それでは「津別町農業委員会総会会議規則」第5条により、会長が会議の議長となります。

会長は議長席におつきいただき、ご挨拶をお願いいたします。

田原会長：みなさんご苦労様です、昨年4月の改革で農業委員会制度のあり方が変わり、今年は農業委員会の改選と言う事で今後、さらに農業委員会の真価が問われると思います。その中において、会長をご指名頂きましたが、みなさんご存じのとおり微力で会長をこなしていけるような器でもございません。しかしながら指名を受けた以上、委員のみなさま、事務局と一丸となりまして、やる気と責任と誇りを持って農業委員会の発展のため、津別農業の発展のために頑張る参りたいと思いますのでみなさまどうぞよろしくお願い申し上げます。
簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

議長：日程第4「会期の決定について」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第5 議案第11号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局長：説明の前に、再度お知らせします。

「会長職務代理者の互選について」以降、議案第16号までにつきまして、先程と同様に提出者であります会長の欄が空欄となっております。

それぞれに田原会長の名前（田原賢二）を記載願います。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっております。

議長：農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理は委員が互選した者をもって充てることになっていますが、どのような方法で選出するかお諮りします。

互選の方法につきましては、指名推薦または投票による方法等がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

石橋委員：議長 6番 石橋

議長：6番 石橋委員

石橋委員：指名推薦の方法をとって、会長が指名してはどうか。

議長：他にありませんか。

ただいま石橋委員から発言のありました、指名推薦の方法により私の方から指名することで、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議長：異議ないものと認め、私の方から、会長職務代理者を指名させていただきます。それでは、巴委員を会長職務代理者として指名いたします。ここで会長職務代理者から就任の挨拶をお願いします。

職務代理：ただいま田原会長よりご指名をいただきました巴でございます。職務代理者と言う事で大変重い職だと思いますが、前回に引き続き田原会長を補佐するよう頑張ってやっていきたいと思っておりますので、みなさまにもご協力のほどよろしく願いいたします。3年間ではありますが、一生懸命やらせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長：日程第6 「議席の決定」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局長：津別町農業委員会総会会議規則第11条の規定により、抽選により決定することといたします。

なお、今回の委員数は、11名であります。職務代理者の議席につきましては、昭和59年4月の総会における申し送り事項があり、会長を代理する立場上、議長の横に座るべきとの意見もありましたが、会長に一任の結果、職務代理者の総会の議席は10番と決定され、11番を会長の席としておりますので、残り議席1番から9番を抽選で決めております。

前回も同様の方法で決定しました。

議長：ただいま事務局から説明がありました。議席につきましては前回と同様の方法で決定したいと思っておりますが、意見を求めます。

【異議なし】

議長：異議なしと認め、職務代理者及び会長を除き抽選により議席を決定します。

抽選の方法について事務局より説明させます。

事務局長：抽選の順序につきましては、先例として現在の仮議席の番号順に抽選棒を引き、その記載された数字を議席の番号と決めていましたが、今回は抽選棒を2度引いていただき、最初の抽選は抽選を引く順番を決めるため、その抽選の順番で2度目の抽選を行い、その番号をもって議席とさせていただきたいと思います。

議長：ただいまの事務局の説明のとおり進めてよろしいか、意見を求めます。

【異議なし】

議長：異議なしと認めます。

ただいまより議席番号の抽選を行います。事務局が抽選棒を持って回ります。

議長：それでは、抽選の結果を事務局長より発表させます。

事務局長：議長に代わりまして議席を発表いたします。

議席番号1番 細川委員・議席番号2番 近藤委員・議席番号3番 嶋田委員
議席番号4番 佐野委員・議席番号5番 迫田委員・議席番号6番 上野委員
議席番号7番 山田委員・議席番号8番 石橋委員・議席番号9番 西原委員
議席番号10番 巴委員・議席番号11番 田原委員以上であります。

議長：ただいま発表されたとおり議席を決定いたします。

暫時休憩します。

議長：休憩を閉じ再開します。

議長：日程第7 「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：日程第8 報告第6号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは、報告第6号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は石橋農地部会長、巴委員

1 あっせん日 平成29年3月29日（あっせん回数 1回）

2 内 容 売 買

3 農地の内訳

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 美都205番1外4筆、面積合計 36, 177 m²、売買価格 ●●万円10a当り●●円です。

あっせん結果につきましては、あっせん日の3月29日をもって、あっせん成立となりました。

位置図につきましては、次のページのとおりでございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第6号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第6号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第9 報告第7号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第7号農地法第5条の規定による届出について、ご説明いたします。

今回の届出については、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」の通知に基づき、農地転用許可は不要となっておりますが、農作業等農業上の土地利用との調整を図る必要があるため報告させていただきます。

議案書をご覧ください。

番号1番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 活汲2番1外1筆、公簿現況畑、面積 98 m²、契約種類 賃貸借、農振区分 用途変更申請中、転用目的 支持物立替工事のため、申請理由 近年の農器具大型化に伴う農耕支障の解消お

よび安全隔離確保のためでございます。

位置図につきましては、次のページ以降より添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第7号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【声なし】

議 長：質問等がないようですので

報告第7号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第10 議案第12号「平成28年度事業報告並びに平成29年度事業計画について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：平成28年度が3月31日をもって終了しましたのでその実績と、平成29年度の計画について、ご説明いたします。

まずは、平成28年度事業報告です。

1の総会開催状況は、平成28年4月から平成29年3月まで12回開催しております。

付議案件内訳につきましては記載のとおりです。

なお、付議案件の件数につきましては、付議させた「総会の開催数」となっておりますので、ご承知いただければと思います。

次にページに移ります、2の農地法に基づく処理状況ですがAの農地法第3条につきましては、取り扱い件数は6件で面積は1,027,250㎡です。異動状況及び異動理由等地区別内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、次のページのB.農地法第4条・第5条についてです。①の用途別転用内訳ですが、4条は合計4件で面積は18,065.54㎡です。5条は合計4件で、面積は3,394㎡でそのうち電気通信設備の1件は届出案件となっております。

次に、3の「農業経営基盤強化促進法に基づく処理状況」(1)農用地利用集積計画についてです。所有権の移転・利用権の設定・利用権の移転の合計は、73件で面積3,093,677.89㎡となっております。

次のページへ移りまして、4の農地適正化あっせん事業についてです。区分は全て所有権移転に関するもので合計11件、面積は511,544㎡となっております。詳細につきましては下表の記載のとおりです。

続きまして、5の各証明関係です。件数は23件、金額につきましては、合計14,700円となっております。

次に、6の農業者年金関係です。A加入者及び年金受給者状況は、加入者数93人、受給者数は115人となっております。B経営移譲年金裁定請求者及びC特例付加付年金裁定請求者の平成28年度の移譲区分においては、記載のとおり法人への持株譲渡による経営移譲が多く見受けられました。D・Eについては、記載のとおりです。

7の活動状況へ移ります。

総会が12回で部会がそれぞれに1回、その他1回。農地あっせん会議が19回、現地研修会1回、管内研修会が3回となっており、8の主な会議参加状況及び事業実施状況につきましては、次のページから、4ページに渡って記載しているとおりでございます。

続きまして、平成29年度活動方針と活動計画ですが、活動方針につきましては、主な内容としまして、平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律に伴い「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定が求められ、津別町においても「指針の策定」行う、また農業委員の公選制が廃止され、農業委員については、議会の承認を得て市町村長の任命により選任することとされ、農業委員会は農地利用の最適化推進に向けこれまで以上の取り組み、農業・農村の健全なる発展に寄与することが求められることとなった。と言った内容となっております。これを踏まえ、活動計画は1から11まで記載のとおりに定めさせていただきました。委員会活動を円滑に推進するための部会、あっせん会等の開催など、昨年と同様の内容とさせていただきます。

次に平成29年度の農業委員会関係予算に移ります。

予算につきましては、【予算書読上げ】歳出合計14,700千円
歳入合計 3,394千円

以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第12号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議 長：異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第11 議案第13号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針につい

て」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご説明いたします。

本指針につきましては、改正農業委員会法が施行され、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に重点的に取り組むこととなりました。また、農業委員会は改正法第7条により、農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその実現のための方法について、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」こととなっているため、津別町においても別紙のとおり策定いたしました。

内容につきましては、農地利用の最適化の推進の柱である「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」に分け、目標を記載のとおり定めました。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく『目標及びその達成に向けた活動計画』のとおりといたします。

詳しくは議案をご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。

議案第13号について、質疑を求めます。

山田委員：議長 7番 山田

議長：7番 山田委員

山田委員：3番の新規参入の促進についてですが、3年後の目標で1人2ha とはどのような根拠で目標値としていますか。

議長：事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：新規参入者がどのくらいの面積を希望するか、現在のところ予測できないので農

業者としての下限面積 2 ha を最低限の面積として目標値としています。

議 長：山田委員よろしいですか。

山田委員：わかりました。

議 長：他に何かありませんか。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第 13 号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議 長：異議ないものと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第 12 議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第 14 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回は 1 件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号 2 番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 恩根 10 番 18、公簿 牧場、現況 畑、面積 434 m²、契約種類 使用貸借、農振区分 用途変更申請中、転用目的 農家住宅建設、申請理由 農業後継者である借主の住宅を建設するためでございます。

位置図につきましては、次のページのとおりで、裏面に配置図がございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第 14 号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議 長：異議ないものと認め、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第13 議案第15号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第15号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回は、所有権の移転5件の申出がありました。議案書をご覧ください。

番号13番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】申請地 美都205番1外4筆、地目すべて畑、面積合計 36, 177㎡、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年4月18日、対価 ●●万円 10a当り●●円です。

番号14番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】申請地 活汲28番2外2筆、地目すべて畑、面積合計 39, 409㎡、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年4月18日、対価 ●●万円 10a当り●●円です。

番号15番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】申請地 豊永118番1外1筆、地目すべて畑、面積合計 44, 530㎡、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年4月18日、対価 ●●万円 10a当り●●円です。

番号16番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】申請地 活汲38番7外2筆、地目すべて畑、面積合計 35, 951㎡、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年4月18日、対価 ●●万円 10a当り●●円です。

番号17番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】申請地 高台114番3外1筆、地目すべて畑、面積合計 46, 496㎡、種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年4月18日、対価 ●●万円 10a当り●●円です。

13番は今回のあっせん結果によるもので、14番から17番につきましては、農業公社との賃貸借期間5年間の満了にあたり今回の売買となったものです。位置図につきましては、次のページ以降より添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第15号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議 長：異議ないものと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第14 議案第16号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第16号の農用地利用計画の変更の承認について、ご説明いたします。今回は、農振の除外が2件・変更が1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号1番、所在地 恩根10番18、公簿地目 牧場、現況地目 畑、面積 434㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 除外、変更理由 農家用住宅建設のため【申請者住所氏名説明】

番号2番、所在地 活汲2番1外1筆、公簿現況地目 畑、面積合計 98㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 除外、変更理由 送電用電線路における支持物（支柱）の敷地とするため【申請者住所氏名説明】

番号3番、所在地 最上361番13、公簿現況地目 畑、面積 2,139㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 変更、変更理由 農家用施設用地のため【申請者住所氏名説明】位置図につきましては、次のページ以降より添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第16号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

議 長：異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたします。

【10分間の休憩】

(15時00分)